

これまでのイベント開催制限と今後の方向性 について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

イベント開催制限の基本的な考え方について

✓ 段階的緩和の基本的な考え方

感染防止対策と経済社会活動の両立が求められる中、安全性を確認しながら、段階的に緩和を実施。

- 感染症対策の観点から、必要に応じ、人の流れを抑制する一定の制限を要請
- 飛沫飛散シミュレーションや実証等を踏まえたエビデンスに基づく開催制限を設定
- ガイドライン等の継続的な改定・進化とそれに基づく適切な要件の見直し

✓ 政府の基本方針（基本的対処方針）

- 「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本。地域の感染状況等を踏まえ、段階的に緩和。

✓ 専門家の意見（分科会提言）

- 感染状況を踏まえ、以下の対応を提言。
 - 〔 ステージⅠ・Ⅱ → 開催制限（人数上限・収容率）を緩和 〕
 - 〔 ステージⅢ以上 → 慎重な対応 〕
- 宣言解除後の措置はステージⅡになるまで段階的に緩和

✓ 国際的な動向

- 感染拡大している欧米では、厳格な開催制限を行っている国が多い。

👉 今後の方向性

- 感染状況等を踏まえつつ、エビデンス等に基づき、着実に進めていく。

今後のイベント開催制限等のあり方について

第25回新型コロナウイルス感染症
対策分科会
提出資料を一部修正

- イベント開催制限等については、現状の感染状況に鑑み、
 - ・ 緊急事態宣言の解除地域は、基本的対処方針において「緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行う」とされていることから、解除後約1か月間（春休み明けまで）の経過措置を設ける
 - ・ その他都道府県のイベント開催制限は、当面4月末まで維持することとし、その間においても新たなエビデンスが得られ、収束傾向が継続している場合には要件のあり方を検討する。

- ※ 1 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- ※ 2 イベント開催等は「新しい生活様式の定着」や「業種別ガイドラインの遵守」が前提。また、各都道府県においては、引き続き、業種別ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。
- ※ 3 引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。

イベント開催制限等の段階的緩和について

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態宣言 対象地域	50%	5,000人	20時まで
経過措置 (約1か月、 ～4/11※ ⁶)	大声なし※ ¹ 100%以内 大声あり※ ² 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の分散退場等を全国の宣言解除後、実証調査。 実証開始前10,000人→実証開始後20,000人に緩和。</small>	都道府県の判断
その他都道府県	<small>注：エビデンスに基づく収容率 緩和を検討</small>	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※ ³ <small>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</small>	なし

※¹ 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

※² 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※³ 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※⁴ 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々状況に応じて判断。

※⁵ 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※⁶ 現在、緊急事態宣言が継続している1都3県については、経過措置の期間等を別途通知する。

イベント開催制限の段階的緩和（実績）

時期		収容率（注）	人数上限（注）
5月25日～ 6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
6月19日～ 7月9日	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
7月10日～ 9月18日	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
9月19日～ 今年4月末	大声なし	100%以内（収容人数あり） 又は 密にならない程度の間隔（収容人数なし） 〔クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等〕 (※) 飲食を伴うが発声のない催物（映画館）は「大声なし」と取扱う。	収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% 収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	大声あり	50%以内（収容人数あり） 又は 十分な人と人との間隔（1m）（収容人数なし） 〔ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、 公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等〕 (※) 食事を伴う催物は「大声あり」と同じ扱い。	

感染状況等を踏まえつつ、段階的緩和を実施

富岳シミュレーション等の結果を踏まえ、大声なしのイベントは制限緩和

大規模イベント等の実証等も踏まえつつ、今後の開催制限のあり方を引き続き議論

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

緊急事態宣言対象区域におけるイベント開催制限

収容率	人数上限	営業時間短縮
50%	5,000人	20時まで（働きかけ）

マスクを着用することで、前列・左右のリスクを低減可能。ただし、咳・大声の場合は、小さな飛沫が感染者の周りを漂う。

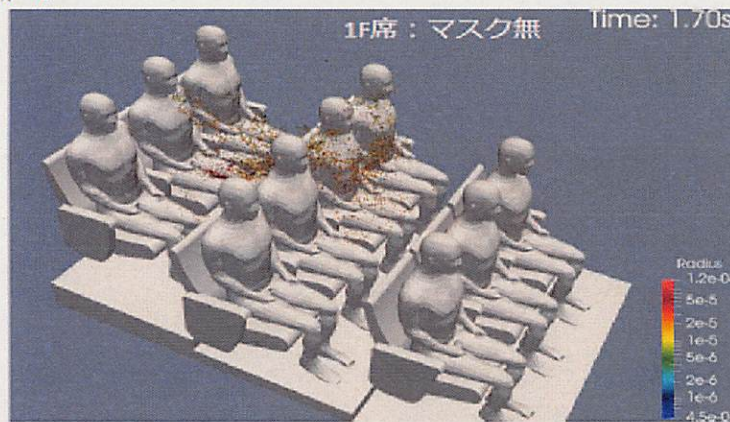
👉 客席で大声を伴う場合、**マスク着用**に加え、隣席との**身体的距離の確保**が有効



コンサートホール内近接飛沫感染リスク評価

実施内容:

客席での飛沫拡散：強い咳を連続して2回（ゴホンゴホン）、これを2秒ごとに計8回繰り返す（ワーストケース）。



マスク無の場合は、大きな飛沫が前列まで到達、前列左右のリスク大
マスク有の場合は、小さな飛沫のみ感染者の周りを漂うが、体温とエアコンにより上昇拡散していく。感染者の両サイドのみ要注意



提供：理研・神戸大，協力：豊橋技科大・京工繊大・鹿島建設



分科会提言

○イベント開催制限緩和についての分科会から政府への提言（昨年9/11、第9回分科会）

1. 地域の感染の状況がステージⅠ又はステージⅡ相当と判断されれば、マスク着用などの感染防止策を徹底することを前提として、5,000人という人数上限を解除することを検討して頂きたい。また、歓声や声援などが想定されないクラシックコンサートなどについては収容率を100%以内とすることも検討して頂きたい。
2. ある都道府県で感染の状況がステージⅢ相当以上と判断された場合には、イベントの人数制限を元に戻すことやイベントを中止することを含め、慎重な対応をとって頂きたい。

○今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言（昨年11/20、第18回分科会）

【シナリオ3】感染拡大継続地域

（1）強化すべき対策

- ・ イベント開催要件の厳格化（目安を国より通知）

○緊急事態宣言についての提言（1/8、第20回分科会）

[VI]緊急事態宣言下に実施すべき具体的な対策

（1）飲食の場を中心に上述の感染リスクが高い場面を回避する対策※1

（2）上記（1）の実効性を高めるための環境づくり※2

※1：営業時間短縮の時間の前倒しや要請の徹底など

※2：不要不急の外出・移動の自粛、行政機関や大企業を中心としたテレワーク(極力7割)の徹底、イベント開催要件の強化（例えば、収容率50%など）、大学や職場等における飲み会の自粛、飲食テイクアウトの推奨、大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底など。